

第2期高槻市スポーツ推進計画

前期実施計画

(令和3年度～令和7年度)

目 次

1 策定の趣旨	P.1
2 計画期間	P.1
3 掲載内容	P.1
【参考】実現目標、基本方針、3つの施策の展開・具体的な取組	P.2
4 指標	P.3

○事業計画一覧表

1 ライフステージや競技性に応じた環境づくり	P.4
①子どものスポーツ活動の推進	P.4
②成人のスポーツ活動の推進	P.4
③高齢者のスポーツ活動の推進	P.4
2 多様な人々への機会の提供	P.5
①スポーツ推進委員の活用	P.5
②障がい者スポーツの推進	P.5
③多様な交流の推進	P.5
④総合型スポーツクラブの推進	P.5
⑤大規模スポーツイベントの充実	P.5
3 施設の有効活用やシステムづくり	P.6
①スポーツ環境の整備・充実	P.6
②身近なスポーツ環境の活用	P.6
③管理運営方法の見直し	P.6
④学校開放事業の推進	P.6
⑤安全・安心の確保	P.6

(本計画における略称の使用について)

- ・「公益財団法人高槻市みどりとスポーツ振興事業団」 ⇒ 「スポーツ振興事業団」
- ・「総合型地域スポーツクラブ」 ⇒ 「総合型スポーツクラブ」
- ・「高槻市スポーツ団体協議会」 ⇒ 「スポーツ協議会」

1 策定の趣旨

第2期高槻市スポーツ推進計画前期実施計画（以下「本実施計画」という。）は、第2期高槻市スポーツ推進計画（令和3（2021）年3月策定、以下「第2期計画」という。）で示した基本方針に基づき、担当課が展開していく施策や事業を総合的・体系的に示すものです。

スポーツを通じて「市民の活力」を増進し、「街のにぎわい」につなげることを目指して、毎年進行管理を行い、計画の実効性確保に努めます。

2 計画期間

スポーツを取り巻く環境の変化や進行状況、時々々の課題に合わせて柔軟に対応するため、本実施計画の期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間としています。なお、本実施計画は、ローリング方式（長期計画と実績の乖離を防ぐために、施策・事業の見直しや修正を定期的に行うこと）により毎年見直しを行います。

3 掲載内容

取組	第2期計画に掲げる基本方針を実現するための3つの施策の展開（ライフステージや競技性に応じた環境づくり・多様な人々への機会の提供・施設の有効活用やシステムづくり）に基づく具体的な取組を記載しています。
事業名称	取組に対する事業を挙げています。
事業概要	具体的な事業内容を記載しています。
取組内容	それぞれの事業に対して、令和7（2025）年度までの5年間でどのように取り組んでいくのかを記載しています。
方向性	令和7（2025）年度に向けての方向性を示しており、拡大、維持、縮小の表現を用いています。

【参考】 実現目標、基本方針、3つの施策の展開・具体的な取組

実現目標	スポーツを通じて『市民の活力』を増進し、 『街のにぎわい』につなげる
------	---------------------------------------

基本方針		
スポーツ参画人口の拡大	スポーツを通じた 健康の増進	スポーツを通じた 人・地域の つながりの強化

施策の展開	取 組
1 ライフステージや競技性に 応じた環境づくり	①子どものスポーツ活動の推進
	②成人のスポーツ活動の推進
	③高齢者のスポーツ活動の推進
2 多様な人々への 機会の提供	①スポーツ推進委員の活用
	②障がい者スポーツの推進
	③多様な交流の推進
	④総合型スポーツクラブの推進
	⑤大規模スポーツイベントの充実
3 施設の有効活用や システムづくり	①スポーツ環境の整備・充実
	②身近なスポーツ環境の活用
	③管理運営方法の見直し
	④学校開放事業の推進
	⑤安全・安心の確保

4 指標

「スポーツを通じて『市民の活力』を増進し、『街のにぎわい』につなげる」という実現目標を達成するため、第2期計画では令和12(2030)年に「成人の週1回以上のスポーツ実施率」を「65%」にすることを目標にしております。これに基づき、本実施計画では令和7(2025)年度を目標年次として下記の目標値を設定します。

なお、参考数値として、以下の5項目についても、その推移を把握することといたします。

●目標値

項目	現状値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和7(2025)年度)
成人の週1回以上のスポーツ実施率	44.2%	55%

●参考数値

項目	現状値	
成人のスポーツ未実施率 (1年間に一度もスポーツをしない人)	33.0%	令和2(2020)年度
健康寿命	男 81.2年 女 85.3年	平成29(2017)年度
子どもの体力・運動能力 (T得点*1)	小学5年生 男:49.2 女:48.1 中学2年生 男:47.8 女:49.0	令和元(2019)年度
大規模スポーツイベント*2の参加者数	— ※新型コロナウイルス感染症の影響により全事業中止	令和2(2020)年度
スポーツ施設*3の利用者数	約114万人	令和2(2020)年度

*1 T得点：全国体力・運動能力調査（小学5年生・中学2年生対象）における全国の平均を50とした時の高槻市の数値

*2 高槻シティハーフマラソン、高槻市民スポーツ祭、高槻クロスカントリー大会、合同スポーツ体験教室等

*3 学校開放、青少年交流センター体育館等含む

1 ライフステージや競技性に応じた環境づくり

取組	事業No.	事業名称	事業概要	取組内容
①子どものスポーツ活動の推進	1	子ども向け教室の推進	指定管理者と連携し、スポーツ施設において子ども向けスポーツ教室を推進する。	指定管理者及びスポーツ協議会と連携し、子ども向けスポーツ教室を実施するとともに、各種スポーツ団体が実施しているスポーツ教室が円滑に実施できるよう一層の支援を行う。
	2	競技団体等による教室や大会の支援	小中学校や各種スポーツ団体等に対し、各種大会や事業等が、円滑に実施できるよう支援を行う。青少年にスポーツ活動の場を提供することにより、青少年の自主的、組織的活動を促進する。	子どもたちが日常的にスポーツを継続できるよう小中学校やスポーツ協議会の実施する大会・教室等について支援を行う。また、スポーツ活動を通じて、青少年の健全育成の推進を図るため、青少年交流センター内体育施設の利用促進を行う。
	3	中学校の部活動の充実	市内中学校への指導者の派遣等により、中学校の部活動の活性化を図る。	部活動の活性化の推進を図るためには、顧問の不足の解消等が必要であるため、市内中学校に指導者を派遣する。
	4	大学との連携	大学と連携し、大学生とのスポーツ交流等を通じて、小学生のスポーツ活動の推進を図る。	関西大学 たかつき アイスアリーナでの開放事業にて、アイススケートを通じて小学生が大学生と交流することで、小学生のスポーツ活動の推進を図る。スポーツイベントにおいて、市内大学と連携して事業に取り組み、子どものスポーツ推進を行う。
②成人のスポーツ活動の推進	5	成人向け教室の推進	指定管理者等と連携し、スポーツ施設において成人向けスポーツ教室を推進する。	市民がスポーツに親しみ心身の健康の維持増進のためのきっかけ作りとなるよう、市民ニーズを把握しながら年代や体力に応じた様々な教室を推進する。
	6	競技団体による教室や大会の支援	各種スポーツ団体等に対し、各種大会や事業等が、円滑に実施できるよう支援を行う。	働く世代や子育て世代が気軽にスポーツを楽しめるようスポーツ協議会の実施する市長杯大会・教室等について支援を行う。
	7	三島・府総合体育大会への支援	府・三島地区体育連合等との連携を通じ、総合体育大会へ参加する等、競技力の向上を支援する。	府・三島地区体育連合等と連携することで、府・三島地区の総合体育大会が円滑に運営できるよう協力する。また、各種スポーツ団体の競技力向上を図るため、これら大会への参加を支援する。
	8	健康行動の推進	高槻ますます元気体操を実施し、健康行動の定着化を積極的に推進する。	高槻ますます元気体操等の実施拠点を市内全域に拡大していくほか、健康行動につながる啓発を行う。
	9	公認スポーツ指導者講習会の参加促進	(公財)日本体育協会等が公認するスポーツ指導者資格に関する情報提供や講習会への参加の奨励を各スポーツ団体に行う。	スポーツ協議会と連携し、加盟団体に対して公認スポーツ指導者資格講習会への参加を奨励し、指導者の人材育成を図る。
	10	指導者向け講習会の実施、指導者の活用	指定管理者やスポーツ協議会と連携し、スポーツの指導・運営に携わる方を対象とした講習会を実施する。	指定管理者と連携し、スポーツ指導・運営に関する講習会を推進する。また、スポーツ協議会の事業として、各種スポーツ団体等の指導者を対象とした講習会を実施する。
	11	本市ゆかりのトップアスリートへの支援	本市ゆかりのトップアスリートに対して表敬訪問による支援、協力を行う。	本市ゆかりのトップアスリートに対し、引き続き表敬訪問等から継続的に支援、協力を行う。
③高齢者のスポーツ活動の推進	12	高齢者向け教室の推進	指定管理者と連携し、スポーツ施設において高齢者向けスポーツ教室を推進する。	指定管理者と連携し、高齢者向けスポーツ教室を実施するとともに、参加者数の増加を図る。
	13	プールの高齢者割引の実施	高齢者の健康づくりを支援するため、市民プール、クリンピア前島及び番田温水プールにて高齢者割引を実施する。	より多くの高齢者に利用いただけるよう市民プール、クリンピア前島及び番田温水プールにて高齢者割引を実施し、高齢者の利用を促進する。
	14	健康行動の推進	「高槻ますます元気！健幸ポイント事業」を実施し、健康行動の定着化を積極的に推進する。	高齢者が健康意識を高め、楽しく取り組み続けていけるような制度設計を図る。
	15	競技団体による教室や大会の支援	各種スポーツ団体等に対し、各種大会や事業等が、円滑に実施できるよう支援を行う。	スポーツ協議会の実施する市長杯大会・教室等について支援を行い、高齢者が生き生きと過ごしたり、無理なく参加できる軽度なスポーツへの参加機会を充実させる。

2 多様な人々への機会の提供

取組	事業No.	事業名称	事業概要	取組内容
①スポーツ推進委員の活用	16	地域事業の協力	スポーツ推進委員協議会と連携し、地域ニーズを把握して体力測定等、地域に密着した事業の充実を図る。	スポーツ推進委員と連携し、地域ニーズを把握し、さらに地域に密着した事業の充実を図る。
	17	主催事業の充実	わくわく親子リズム等高槻市スポーツ推進委員協議会が主催する事業の充実を図る。	市民ニーズを把握し、高槻市スポーツ推進委員協議会が主催する事業を充実し、参加者の拡大を図る。
	18	資質の向上	高槻市スポーツ推進委員の指導力の向上のため、研修会への参加を促進し、委員の資質向上を図る。	高槻市スポーツ推進委員の指導力の向上のため、様々な研修会への参加の機会を充実する。
	19	認知度向上への支援	高槻市スポーツ推進委員の活動について、ホームページを通じた情報発信の強化など、認知度向上への支援を行う。	これまで以上にホームページ等の媒体を通じ、高槻市スポーツ推進委員協議会の活動報告や啓発活動を行うとともに地域行事へ積極的に参加することでスポーツ推進委員の存在を広める取組を実施する。
②障がい者スポーツの推進	20	障がい者スポーツイベントの実施	障がい者がスポーツに触れる機会をより一層持つことができるよう、障がい者団体と連携し、スポーツイベントの開催を行う。	障がい者団体との連携を促進し、スポーツの場の提供と体力づくり、仲間づくりの推進を図る。
	21	障がい者向け教室の推進	指定管理者と連携し、障がい者スポーツ指導員の資格を有する指導者を配置し、スポーツ施設での障がい者スポーツ教室を実施する。	指定管理者と連携し、様々な障がい者向けスポーツ教室を実施するとともに、参加者数の増加を図る。
	22	障がい者スポーツの啓発	障がい者がスポーツに触れる機会をより一層持つことができるよう、障がい者団体と連携し、広報活動や情報提供を行う。	障がい者スポーツ懇話会と連携し、障がい者スポーツの啓発やスポーツ情報等の提供により、障がい者がスポーツに参加しやすい環境を整える。
③多様な交流の推進	23	地域の交流を推進	地区コミュニティを支援し、スポーツイベントを通じた市民交流を推進する。	地区コミュニティ等による地域運動会の実施を支援することで、世代や地域を超えた交流を目指す。
	24	都市交流を推進	(公財)高槻市都市交流協会と連携し、都市交流の促進を図る中で、姉妹都市や他市町村とのスポーツ交流を推進する。	姉妹都市及び関係団体等と連携し、姉妹都市等への訪問及び姉妹都市等からの来訪にあわせたスポーツ分野での交流機会の提供や交流支援に努める。 マラソン等のスポーツイベントを通じて、地域を越えた参加者を募集し、友好と親善を深めるよう市民交流の強化に努める。
	25	大学との交流を推進	関西大学たかつきアイスアリーナ市民開放事業や部活動への派遣等を通じて、大学との交流を推進する。	関西大学たかつきアイスアリーナでの市民開放事業など、様々な世代を対象とした交流の機会提供を目指す。
	26	トップアスリートとの交流を推進	オープンたかつきヤプロ野球公式戦の開催等を通じて、市民がトップアスリートと触れ合う機会を提供する。	様々なトップアスリート及びトップチームとの交流を推進し、市民がトップアスリートと触れ合う機会を創出する。
④総合型スポーツクラブの推進	27	総合型スポーツクラブへの支援	現在市内にあるNPO法人さくらスポーツクラブとNPO法人高槻北グリーンクラブに対して支援を行うとともに新規設立の相談支援を行う。	総合型スポーツクラブ設立にかかる相談等を行うとともに、業務内容に関する情報発信の強化を図るなど市内で活動する総合型スポーツクラブの自立化に向けた支援を継続する。
⑤大規模スポーツイベントの充実	28	大規模スポーツイベントの推進	各実行委員会との協働により、幅広い世代がスポーツに親しめるよう、高槻市民スポーツ祭等の大規模スポーツイベントを推進する。	各実行委員会との協働により、幅広い世代がスポーツに親しめるような事業展開を図り、事業参加者数の増加を図る。
	29	主催団体への支援	高槻市民スポーツ祭実行委員会等の主催団体に対して、事業を円滑に実施できるよう支援を行う。	高槻市民スポーツ祭実行委員会等が実施する大規模スポーツイベントが継続的かつ円滑に実施できるよう支援を行う。
	30	ボランティアの場の提供を推進	大規模スポーツイベントにおいて、ボランティアが活動できる場や情報の提供を推進する。	大規模スポーツイベント等において、ボランティアを確保するだけでなく、ボランティアが活躍できる場を提供することで育成を図る。 また、広報誌及びホームページの媒体を通じ、大規模イベント等にかかるボランティア情報の提供に努める。

3 施設の有効活用やシステムづくり

取組	事業No.	事業名称	事業概要	取組内容
①スポーツ環境の整備・充実	31	スポーツ施設の計画的な維持管理	既存スポーツ施設の計画的な修繕及び改修を行うことで、市民が安全に利用できる環境を整える。	適切な施設の維持管理を行うほか、経年劣化している施設・設備について、計画的な修繕及び改修を行う。
	32	ウォーキング道の整備	ハイキングコースやウォーキングコース等を整備し気軽にスポーツに親しめる環境を整える。	ハイキング協議会と連携し、市民が安心してハイキングができるようコースの整備を行うとともに、市民が気軽にウォーキング等に親しめる環境を整備する。
	33	公園への健康遊具の設置	身近な公園に健康遊具を設置し、気軽に身体を動かすことができる環境を作る。	健康遊具の新たな設置や既存遊具の維持管理を行い、気軽に身体を動かすことができる環境を整える。
②身近なスポーツ環境の活用	34	ウォーキング道の活用	ウォーキング道の紹介を行うほか、各種団体と連携してウォーキングイベントを開催する。	市内の様々な場所でハイキングやウォーキングを実施できるように、イベント各種団体と連携しイベントを開催するとともに、既存のルートについて情報の整理及び紹介方法を検討し、わかりやすい情報発信を目指す。
	35	総合公園等でのスポーツイベントの実施	総合公園等で軽易な運動ができるスポーツイベントを実施し、市民のスポーツへの参加を促す。	スポーツ推進委員等を活用し、公園にて軽易な運動を行うチャレンジ・ザ・ウォークなどを実施することで、身近な活動場所の拡大を図る。
③管理運営方法の見直し	36	指定管理手法の検討	市民ニーズに対応した施設運営ができるよう、次期指定管理者の選定を行う。	指定管理者が柔軟に施設運営ができるよう、市民ニーズを把握しながら、指定管理者を決定する。
	37	利用料金、利用時間等の検討	次期指定管理者とスポーツ施設における利用形態、利用時間、利用料金等のあり方を検討し、必要に応じて調整を行う。	効果的・効率的な運営の観点から、次期指定管理者とともにスポーツ施設における利用形態、利用時間、利用料金のあり方を調整する。
④学校開放事業の推進	38	学校体育施設の利活用	学校開放運営委員会や大阪府と連携し、各小中学校や府立高校の学校体育施設を開放して利用の促進を図る。	市立小・中学校及び市内府立高校体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、青少年の健全育成や生涯スポーツの推進を図る。
	39	学校開放運営委員会の自立化支援	各小中学校の学校開放運営委員会の自立化を支援し、学校開放事業のあり方を検討する。	他市事例等を調査研究し、利用形態等についての検討を行う。また、自立化支援の一環として、開放運営委員会HPを通じて事業等の情報提供を行う。
⑤安全・安心の確保	40	AEDの管理	利用者が施設を安全・安心に利用できるよう全てのスポーツ施設にAEDを設置し、適切に管理を行う。	利用者の安全性の確保のため、全てのスポーツ施設に設置しているAED機器がいつでも使用できるよう、適切に部品の交換等の管理を行う。
	41	救命・安全講習会の実施	応急手当や傷害予防の普及啓発のため、救命講習会や安全講習会を実施する。	心肺機能停止傷病者に対するバイスタンダーによる心肺蘇生法（CPR）の実施率50%を目標として応急手当普及啓発活動を実施していく。 スポーツ協議会と連携し、救命講習や体罰問題の研修会などの安全講習会を実施する。
	42	スポーツ安全保険への加入奨励	スポーツ大会の主催者に安全・安心に事業実施ができるようスポーツ安全保険への加入奨励を行う。	スポーツをする全ての人が安全・安心にスポーツ活動ができるよう、スポーツ安全保険への加入促進を行う。
	43	熱中症対策の実施	熱中症予防の啓発やスポーツ施設の改修、運用の見直しを行い、安全にスポーツができる環境を整える。	ポスターの設置やチラスの配架を行うとともに、計画的に体育館へ冷房設置していくほか、屋外の熱中症対策も検討する。
	44	緊急時の対応の検討	大規模災害や感染症流行時にも円滑に施設を運用できるよう、緊急時の対応を検討する。	様々な大規模災害や感染症流行時にも円滑に施設を運用できるよう、緊急時の対応を日常から検討するとともに、緊急対応後には対応内容を定期的に見直し、改善を図る。